

2 令和5年度実地指導について

(1) 過去の実地指導の実績（者）

サービスの種類	H31実施数	R2実施数	R3実施数	R4実施数
居宅介護	1	0	1	6
重度訪問介護	1	0	1	5
行動援護	0	0	0	0
同行援護	0	0	1	0
生活介護	13	5	3	4
短期入所	5	1	2	1
計画相談支援	2	5	13	2
共同生活援助	32	1	8	2
自立訓練(生活訓練)	3	1	0	2
宿泊型自立訓練	1	0	0	0
就労移行支援	6	0	0	2
就労継続支援 A 型	5	2	1	3
就労継続支援 B 型	29	10	0	19
施設入所支援	3	0 (7※)	0 (7※)	1 (6※)
障害児相談支援	2	5	11	1
地域相談支援	0	1	10	0
計	103	31	51	48

R2年度～4年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。 ※：書面監査実施件数

2 令和5年度実地指導について

(1) 過去の実地指導の実績（児）

サービスの種類	H31実施数	R2実施数	R3実施数	R4実施数
児童発達支援	11	10	0	11
放課後等デイサービス	19	17	1	12
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	1
保育所等訪問支援	1	2	0	3
計	32	29	1	27

R2～4年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため、実施件数が落ちている。

2 令和5年度実地指導について

(2) 令和5年度指導の重点項目

- ① 人員に関する基準及び勤務体制の確保
- ② 介護給付費等の算定及び取扱い
- ③ 個別支援計画等の作成
- ④ 虐待防止
- ⑤ 身体拘束
- ⑥ 変更の届出

※実地指導等においては、その他の項目についても確認を行うため、必要書類等の整備を行っておくようお願いします。

利用者の生命へのリスクや給付費の不正等に繋がる恐れのある項目を重点的に指導します。

2 令和5年度実地指導について

(3) 重点項目の具体内容

① 人員に関する基準 → 勤務体制の確保等

● 関係法令等

- (者) ▶ 佐世保市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（人員に関する基準）
- ▶ 佐世保市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（人員に関する基準）
- (児) ▶ 佐世保市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（人員に関する基準）

※以下、「市条例」という。

● 指導内容

- ▶ 人員に関する基準を満たす職員配置の確保と、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導します。
- ▶ サービスの提供に当たって、適切なサービスの提供を確保するために月ごとの勤務表を作成するとともに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしておくよう指導します。

人員配置は、職員の勤務実績を含め厳密に確認を行い、不正が発覚した場合は、行政処分の対象になる場合があります。

2 令和5年度実地指導について

【具体的な指導内容】

- 事業ごとに、従業員の勤務の体制を定めておくこと。
(毎月シフト表や勤務形態一覧表等を作成すること)
- 従業員の勤務実績を明確に記録しておくこと。
(特に、法人役員等の勤務実績を残していないケースが散見されます)
- 多機能型事業所であっても、各々の事業は別事業である(兼務不可である)ことから、事業者は従業員に他の事業の業務を行わせないこと。
※障害児通所支援は、兼務可
- 特に、施設外就労を行うにあたっては、利用者が2～3人ずつの少数であったとしても、職員はそれぞれに配置が必要となることから、各々の事業所の従業員が随行を行うこと。
- 障害児通所支援事業の児童発達支援、放課後等デイサービスについては、サービス提供時間帯を通じて基準に定められた数の従業員の配置を行うこと。

＜指摘事項の例＞

- ▶ 勤務形態一覧表（勤務予定表）に記載のない職員が、支援を行っている。
- ▶ 法人代表者の勤務時間の記録を残しておらず、人員基準違反となった。
- ▶ 多機能型事業所において、特に施設外就労等を実施する際に、片方の事業所の従業員のみが支援している。

2 令和5年度実地指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い

- 関係法令等
市条例（サービスの提供の記録）
- 指導内容
介護給付費等の算定に関し、制度の信頼性確保及び利用者保護の観点に立ち、適正な請求が行われるよう指導します。

介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録については、提供日、具体的内容その他必要な事項等をサービスの提供ごとに記録するようになっていきますので、一か月分を後でまとめて作成することがないよう指導します。

処遇改善加算や特定処遇改善加算については、対象となる職種・ルールに基づいて、適正な金額を配分するよう指導します。

2 令和5年度実地指導について

【具体的な指導内容】

- ①利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、具体的内容、その他必要な事項をサービスの提供のつど記録しているか。
- ②サービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
- ③加算分を請求するにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
- ④計画相談（障害児相談）支援において、作成された計画について利用者の同意を得たことに基づいて給付費の請求をしているか。
- ⑤処遇改善加算を算定している事業所において、届け出たキャリアパス要件等を満たしているか。
- ⑥処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算の配分ルールに従って適正に配分しているか。また、配分方法等について従業者に十分な説明を行っているか。
- ⑦請求に関して、給付を受けるサービスと自己負担分の区別があいまいになっていないか。
- ⑧給付費等の請求について、算定に必要な要件（人員配置や資格要件等）を満たしているか。

2 令和5年度実地指導について

②介護給付費等の算定及び取扱い ➡ 児童指導員等加配加算（児）

●関係法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

●指導内容

障害児通所給付費の算定に関し、児童指導員等加配加算の適正な請求が行われるよう指導します。（児童発達支援管理責任者配置確認）

児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準上必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合、当該加算が算定できる。児童発達支援管理責任者については、必要な従業者に含まれており、配置していない期間は算定できない。当該要件について、理解が不十分なため、届出様式について、児童発達支援管理責任者の員数欄を追加した様式に変更されている。必要な従業者の配置については、児童発達支援管理責任者の配置についても確認を行い、届出及び給付費の算定を行うよう指導します。

※変更後の届出様式は市ホームページに掲載しています。

※通知 障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて（事務連絡令和5年3月30日）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

2 令和5年度実地指導について

参考 厚労省通知（別紙2）障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関するQ&A

問1 児童指導員等加配加算は、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士・児童指導員等を常勤換算で1以上配置することが要件とされているが、「算定に必要な従業者」とは、10:2等の割合で配置する必要がある児童指導員又は保育士のみを指すのか。或いは、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、全ての職種を指すと考えるのか。

（答）

○ 指定基準に定める全ての職種を指したものである。よって、児童指導員又は保育士が、指定基準で置くこととしている員数+1名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている等の場合は、本加算を算定することはできない。

問2 児童指導員等加配加算を算定する上で、児童発達支援管理責任者が欠如していないことも要件になるとのことだが、児童発達支援管理責任者が休暇により出勤していない場合、児童指導員等加配加算の算定上、欠如とは考えない（児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数が満たされている）という理解で良いか。

（答）

○ 貴見のとおり。
指定基準では、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所について、サービス提供時間帯を通じてサービス提供にあたることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。

問3 児童指導員等加配加算の対象となる加配職員（理学療法士・児童指導員等）を常勤で雇用したとき、当該常勤職員が休暇を取得する場合、休暇を取得した日は加配職員が不在のため、児童指導員等加配加算を算定できないと解するのか。

（答）

○ 児童指導員等加配加算は児童指導員等を常勤換算で1人以上配置したときに算定できる。常勤職員の場合、有給休暇等を取得するときは欠如としては扱わない（常勤換算として計上できる）ので、1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能である。

○ なお、暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合はこの取扱いは認められない点に留意すること。
（参考）「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 2）」（平成19年12月19日付け事務連絡）問6

2 令和5年度実地指導について

③運営に関する基準 → 個別支援計画の作成

- 関係法令等
市条例（個別支援計画の作成）
- 指導内容
サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① サビ管等が、サービス等利用計画等を基に、個別支援計画案を作成しているか
- ② アセスメントにより解決すべき問題を明らかにし、提供するサービスの具体的内容や、日程等を計画に盛り込み、援助の方向性や目標を定めているか。
- ③ 個別支援計画原案の内容を、サービス提供にあたる職員間で会議を開催し、協議しているか。また、必要に応じ相談支援事業所を参加させているか。
- ④ 個別支援計画原案を本人及びその家族に説明し、同意の署名を貰っているか。
- ⑤ 以上を踏まえた、個別支援計画を交付しているか。
- ⑥ 見直しの際にも、モニタリングを踏まえ同様の流れで実施しているか。

2 令和5年度実地指導について

④運営に関する基準 → 虐待の防止

- 関係法令等

平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
市条例（虐待の防止）、（運営規程）

- 指導内容

職員への研修実施や虐待防止措置を講じることが定められていますので、事業者に対し虐待防止の取り組みを行うよう指導します。

令和4年4月1日から、虐待防止対策検討委員会の定期的開催及び従業員に対する結果の周知が義務付けられたことを踏まえ、適正に実施するよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ①職員に対し、虐待についての事業所内研修または外部研修を受講させるなどの研修の機会を設け、虐待防止について周知しているか。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。

**虐待に組織性、悪質性、連続性、非改善等が認められる場合、
行政処分の可能性があります。**

2 令和5年度実地指導について

⑤運営に関する基準 → 身体拘束等の禁止

- 関係法令等

平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行
市条例（身体拘束等の禁止）

- 指導内容

利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行うことが無いよう指導します。

令和4年4月1日から、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及び従業員への周知徹底が義務付けられたことを踏まえ、適正化を図るための措置を講ずるよう指導します。

【具体的な指導内容】

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について 従業員に周知徹底を図っているか。
- ② 身体拘束等の適正化のための 指針を整備しているか。
- ③ 全従業員に対し、身体拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施しているか。
- ④ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、拘束の様態、開始及び終了時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し、適正な取り扱いを行っているか。

2 令和5年度実地指導について

⑥変更の届出

- 関係法令等
障害者総合支援法、児童福祉法、市条例
- 指導内容
指定内容等に変更があった場合、10日以内に適切に届出を行うよう指導します。

【具体的な指導内容】

- サービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に市に届けること。
※定員増員の変更は1か月前までに（要事前相談）、サビ管等の変更、加算の取下げは直ちに変更すること。

主な変更要件等

- ・ 事業所（施設）の名称及び所在地（電話番号の変更も含む）
 - ・ 申請者（設置者）の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び住所
 - ・ 事業所の建物の構造の概要及び平面図並びに設備の概要
 - ・ サービス提供責任者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名・経歴及び住所、研修修了状況
 - ・ 運営規程など
- ※法人のメールアドレスの変更がある場合も連絡すること（メールでの連絡で可）

2 令和5年度実地指導について

【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修修了届について】

事業所に配置しているサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、必要な研修（実践研修や更新研修）を修了した場合には、**修了証が届いてから10日以内に変更届にて届出**を行っていただくようお願いします。

※期間満了までに必要な研修を修了しなかった場合は、サビ管や児発管として配置ができなくなるため、サビ管欠如減算等に該当する場合があります。

※令和5年6月12日付及び令和5年6月13日付依頼文にて送付させていただいた内容です。

【変更届に必要な書類】 ※市HPに必要な様式を掲載しています

- ① 変更届出書 → 「変更年月日」は、研修修了日
- ② 各事業所の指定にかかる記載事項 ※サービス種別により付表番号は異なります
- ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 → 研修修了日の属する月のもの
- ④ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の経歴書
- ⑤ サービス管理責任者等研修の修了証の写し（直近で修了したもの） → 原本証明は不要

URL(者) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaihukushiservice.html>

URL(児) : <https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/syogaijitusyoshien.html>